

大篠女学院 7月末で閉校

ほたる保護条例を制定 罰則規定も盛り込む

6月定例市議会

六月定例市議会は六月十三日開会、二十一日までの九日間の日程で開かれ冒頭、四月二十九日逝去された故徳橋一郎議員に対する追悼の辞が行われました。今議会に提案された議案は、六十一年度一般会計補正予算千二百九十九万円(累計百四十二億三千三百四十九万円)、ほたる保護条例など十五件、報告八件で、いずれも可決、承認されました。

市政報告(要旨)

まず小笠原市長は、提案理由の説明に先立ち、市政の重要課題について次のように報告しました。

行政改革

行政改革の指標となる南国市行政改革大綱は、行政改革懇談会の意見を聞きほぼ成案が出来ておりこれを最終決定する手続きを終われば今月中に決定できると考えます。

大綱は行政改革の基本理念を主とするため、やや具体性に乏しくそのためには、これに基づく実施案を直ちに作成して、急を要するもの可能なものは年度途中からの実施も考えなければなりません。

財政

昭和六十年度の会計は出納閉鎖によって決算収支の見込みが算出

されました。一般会計の実質収支は五十九年度とほぼ同額の二億五千三百三十六万円の黒字で、うち一億四千八百三十四万円は翌年度へ繰り越さず、財政調整基金として以後の調査によらなければなりません。歳入中の市債が約十億円、開発公社への支払いが一億二千万円であることを考慮すれば、単に年度末に現金の残高があったにすぎず決して無条件に喜ぶべき現象ではありません。

六十一年度の財政運営は税、地方交付税などの主要一般財源の見込みが不明なこと、今後の財政需要を見込むと極めて厳しいものが予想されます。

空港問題

空港周辺整備事業は、五十三年度から約二十九億円の事業を執行して六十年度末に一応終了しました。このために設置された高知空港周辺整備対策協議会は、その任

務が終わったことよって六月十二日に解散しました。残る問題のひとつである後川排水対策については、県の公共事業として早期完成を望むものです。

同和対策

現在、実施されている小集落地区改良事業は、地域住民の協力もあって順調に進んでいます。ただ、地域改善対策特別措置法の期限もあと九カ月余りとなった現在、残りの事業からみて期限内の完了は困難と考えられます。このため国による財政上の特別措置が強く望まれるところです。

公有地処分

北部運動公園用地は、その大部分を比江工業団地として造成し、一部は既にミロク機械に売却したところです。その後、カンオ計算機の立地に成功し、土地売買契約議案として今議会に提案しました。これらの工場誘致によって、土地開発公社の負債は減少し、二方、税金入、雇用の促進など本市の活

性が大きく貢献することを期待しています。

市民サービス

市役所の駐車場は、現在の駐車場の東側に借地を求め工事中で、これにより四十数台分の確保ができ、今までの不満は解消されると思います。

また、昼休みの窓口業務は、特定事務に限り七月一日から実施することになりました。取り扱い事務は、支所を除いた本庁のみとし、現在戸籍の謄抄本、住民票の写し、印鑑証明書の交付、本人による印鑑登録申請です。

し尿処理

し尿処理場建設については、香長し尿処理組合への加入を申し入れ、約一カ年にわたり努力を続けてきましたが、残念ながら地元の方の同意を得られないことを理由に組合側から加入を拒否されました。このような事態に至ったことを深く反省し、ご協力を賜った皆様方には誠に申し訳なく存じています。し尿処理問題は、一日もおろそかに出来ない重要課題ですので、今後の問題については廃棄物処理委員会の審議を得ながら、積極的に努力する所存です。

海岸のごみ問題

モラル向上に期待

一般質問

六月定例市議会での一般質問は、十七、十八日の二日間、小沢、高島、浜淵(健夫)、竹内、西山、徳永、堀川の各議員が市長の政治姿勢や行政改革、環境、教育などの問題について、執行部の考えをたずねました。執行部の主な答弁は次の通りです。

行政改革大綱は、組合との間に若干のやり取りがあるが、近く公表できると思う。国の指示している大綱とはほとんど変わらないが、特に機構の改革、人員の簡素化、合理化、退職金、給料の問題、議員定数について触れている。

土地開発公社への借金は増えているが、市の所有地を処分することによって軽減を図りたい。財産台帳は九冊にまとまって整理できている。財政のことを考え、売れるものは逐次整理をしていきたい。六十年度の黒字決算の原因は、税金収入がよくなったこと、前浜の小集落改良事業に対する県の特別の助成金で予算へ計上していない分があったこと、予算の執行の節減である。

吾圃山の搬出道路の問題はほとんど解決している。公園化は六十二年度に完成との県の通達が来ている。関係課と協議をして進めて

いきたい。潮見台ニュータウンの問題は、伊達野地区とは交渉が成立、福生の丸山地区についてはほぼ合意点に達し、衣笠地区については伊達野地区の現状を視察するところまでいっている。貯留施設はゆくゆくは行政機関への引き継ぎを考えているが、暫定的に業者に管理をしていただく。十市パークタウンに伴う児童、生徒の増加に対しては、中学校の新設と十市小学校の増設を考えている。

香長し尿処理場の問題はたいへん遺憾な結果になったが、黒瀉でどうにか間に合っている。これで時間を稼ぎながら次の方針を決めたい。火葬場の問題は赤岡町と話し合いを続けている。まだ確定はしていないが、委託契約によって今までのより安く方向に進んでいる。できることなら、し尿処理場も火葬場も広域行政で協力してや

るのが妥当ではないか。同和対策事業は市政の三大目標として取り組んできたが、多くの不満が残っている。しかし、工事が法の期限内に完了できず、再見直しは非常に困難である。不良住宅は改善されたが、予算の関係で住宅にまで手をつけるのは難しい。住環境の整備だけでなく、緑地や公園、運動場などの施設についてもじゅうぶん考えている。

米月、海岸美化運動が実施される。琴平神社の前から東へ百メートル、建設省の手できれいにこみが取り除かれた。建設省に頼るだけでなく、さらに地域の方々のモラル向上を果たすために私たちが努力していきたい。また、ハウス廃材や野菜の処理場も作らなければいけないのではないか。ごみの内容は主として農業廃棄物であるので、十市、三和農協の園芸部にもご協力をお願いしたい。

農業を取り巻く情勢は非常に厳しくなっている。意欲ある農業者の育成はもちろんだが、空港のジェット化による大量輸送という点からも、農業機械の大型化に対応できる圃場整備を図ることが先決ではないか。こうしたことについては産業経済課等との連携によって事業を推進し、農業の活性化、高生産性の推進を図っていきたい。

一連の教育施設は計画に基づいて順次施行していきたい。大篠女学院を閉校後、野田公民館として暫定使用する件は、使用目的が変わるので地主の承諾を得なければならぬ。また七月末閉校の予定ではあるが、事後処理等の問題も残されているので、明確な返事は今少し時間をかしてもらいたい。

勤務生産的な活動を学校行事の中に義務づけているが、具体的な活動についてはそれぞれの学校に任されている。今後、稲作、畑作

可決された主な議案

南国市立大篠女学院設置案例を廃止する条例

昨年十一月大篠女学院の運営適正化に関する審議会の答申を得て、教育委員会で審議の結果、廃止の方針を打ち出し(昭和六十一年度の生徒募集は行わない、休学等のため必要とするものについて一定の補習期間を設ける)などの行政努力を続けつつ、既定方針通り昭和六十一年七月三十一日をもって閉校するもの。

南国市ほたる保護条例

市民の貴重な財産であるすくね自然環境を後世に残し、市民の豊かな情緒と生活環境を保全するため、市の区域内に生息する螢の乱獲を防止し、保護するために制定されたもので、罰則規定が盛り

込まれています。

国土利用計画(南国市計画)について

国土利用計画法第八条の規定に基づき策定される計画で、国土(市土)の利用に関して他の基本となるもの。具体的には、個別規制法(都市計画法、農振法、森林法等)や各種事業計画を通じて望ましい土地利用の形成を図るためのもの。

比江工業用地売却買収契約の締結について

比江工業用地の一部をカシオ計算機株式会社の工場建設を前提として、本市出身者で名譽市民である同社社長豊尾茂氏と、昭和六十一年四月十七日、土地売買買収契約を締結したもので、売買価格は七億三千二百七十六万円。